

1 / 2 Hounds 利用規約

合同会社コンコルディア運営による 1/2 Hounds（以下「当店」）は契約者（以下「利用者」）が当店サービスを利用するにあたり、以下の通り利用規約を定めます。

ご利用当日またはカウンセリング時に入会金 11,000 円（税抜）を支払うことで当店を利用することができるようになります。ご利用するには月会員、または非月会員と分別され、月会員の場合は月会員費 1,100 円または年会費 12,540 円をお支払いいただくことでサービスが割安でご利用いただけます。非月会員の場合は、初回のみ手数料として 3,300 円をお支払いいただくことで、単発で幼稚園、保育園、またはホテルをご利用することができます。

当店サービス詳細

利用者は本契約により当店にて、ホテル、幼稚園、野外活動、リハビリ、フィットネス、送迎、トリミング、病院代行（病院での治療費+病院位置に対する当店の往復料+代行料 2,200 円）、グッズ販売等のサービスを受けることが可能です。月会員としてご利用の方には、メンバーズカードが発行され、ダイアリーが渡されます。次回お預かりの際の情報に使わせていただきますので必ず持参ください。メンバーズカード紛失された場合には再度 1,100 円で再発行ができます。

一日の流れ

▶7:00-9:00 ホテル犬の散歩・給餌 ▶7:00-9:00 朝の送迎バス運行 ▶7:00~10:00 当店でのチェックイン ▶11:00 ホテル犬、幼稚園犬の野外活動・リハビリフィットネス・トリミング営業
▶14:00 犬たちの手入れ・ダイアリー制作時間 ▶16:00-18:00 ホテル犬の散歩・給餌・チェックアウト ▶17:00-19:00 夕の送迎バス運行 ▶20:00 犬たち就寝

第1条（利用料金）

別途掲示のとおりとします。

第2条（利用、利用延長及び引取り、キャンセル）

利用の際には必ず事前予約が必要です。当社が電話、メール、ネット、直接来店にて予約を受けた時点で予約の完了とします。お電話であればご利用 1 時間前までの予約を承りますが、送迎をご希望であれば前日夕方 6 時までにご予約を完了してください。会員がご利用時間を延長する場合、引取り予定時刻の 2 時間前までに当店まで連絡するものとします。引取り予定時刻を過ぎ、会員からの連絡がないまま 5 日が経過した場合、会員対象犬の所有権を放棄したものとみなします。利用をキャンセルをされる際にも前日までに必ずご連絡ください。天候、体調不慮によっては当日のキャンセルも可能ですが予約時間の 1 時間前までにご連絡がない場合はホテル・トリミングは別途キャンセル料、幼稚園及び保育園の場合は 1 回分を請求します。

第3条（支払い方法）

支払いは現金またはクレジットカードにて、幼稚園及び保育園ご利用では先払い、ホテルではご利用期間最終日までとします。延長料金や医療費等追加発生した費用は、都度、会計時に別途請求します。

第4条（利用をお断りする場合）

会員対象犬が以下に該当する場合、利用のお断りをする場合があります。

- 1 カルテの記載内容に偽りの情報が記載されている場合
- 2 支払いの滞りが一度でもある場合
- 3 事前予約がないまま直接ご来店された場合
- 4 キャンセルの連絡なく利用を中止したことがある場合
- 5 飼い主が、自分の所持する飼い犬にマズル（口輪）をつけられない場合
- 6 犬や人に対して、誰も制御できない攻撃性がある場合
- 7 心臓疾患がある、または性格、犬種、高齢などで生命を脅かす可能性がある場合
- 8 発情期や妊娠中の場合
- 9 クレートトレーニングができていない、クレートを破壊し逸走する可能性のある場合
- 10 混合ワクチン（5 種以上）、狂犬病予防注射を受けていない場合、フィラリア感染対策

を行っていない場合 ※第16条参照

11 規格外の犬（太り過ぎ・痩せすぎ）のため事故が起こりやすいと判断された場合

12 野外活動によるダニの付着予防薬、感染を防ぐ投薬を行っていない場合

いずれかの項目に該当していても利用を希望する場合は、第11条（免責）参照の上、当店スタッフと利用を検討します。

第5条（契約期間中の病気、事故等に対する対応）

月極幼稚園をご利用になっている会員が、病気など身体問題（犬自身の）により登園できなかった場合には、同利用月内で振替が可能です。また、体調不良が長期にわたってしまい翌月まで欠席となる場合、月極幼稚園を継続してご利用している場合に限り、その翌月まで振替が可能です。2か月以降への振替はいかなる理由を持っても振替ができないこととします。

当店ではケージフリー（ケージでの拘束がない環境）でのお預かりとなりますので不慮による犬同士のケンカや負傷、遊びにより歯が当たり傷のできる可能性があることをご了承ください。お預かりの会員対象犬に対しては万全の注意を払って接していますが、万一の病気、事故等の場合は以下の方針に従って対応いたします。

- 1 緊急的に動物病院へ搬入するべきと判断する病気、事故等が発生した場合は直ちに会員に連絡し、対応を協議します
- 2 会員と連絡がつかず、かつ、緊急を要する場合は、当店の判断において最善の対応を行います。
- 3 獣医師の診察及び入院が必要となった場合の費用は、会員の負担とします
- 4 当店の判断は第10条（免責）をご理解いただいたものとして対応します

第6条（委託期間）

本契約締結時より一年間とし、利用月の一ヶ月前までに会員から解約の申し出がない限り自動更新となり本契約の効力を継続します。利用会員登録された以後の委託時にも本契約内容の効力を契約書の交わすことなく継続します。

第7条（トレーニング及びリハビリ・フィットネス契約の内容）

- 1 本契約によるトレーニング契約は、会員対象犬に対して当店所定の訓練等を施すことであり、その内容のすべてとするものであって、いかなる意味においても訓練の効果又は結果を保証するものではないとします。
- 2 リハビリ及びフィットネスをご利用する場合には、その際に取得するデータ及び画像を全て動物理学療法発展のために自由提供することを承諾していただきます。

第8条（トリミング契約の内容）

- 1 お客様とトリミングの内容をご相談の上トリミングを行います。会員対象犬の毛質等の理由で仕上がりがお客様の注文したイメージと異なる場合がございます。その他の理由でトリミングの仕上がりにご満足いただけない場合は3日以内のご予約の上ご来店に限りお直しが可能です。その際サービス料は基本的にかかりませんが極度に汚れていたり毛玉がある場合には追加料金がかかることがありますのでご了承ください。当店では会員対象犬の皮膚被毛に対して刺激の少ないシャンプーを使用していますがまれに合わない場合があります。なお皮膚が敏感であると会員が認識している場合はいつも使用しているシャンプーをご持参ください。シャンプーの持参がない場合で当店のシャンプーを使用した際のシャンプー、トリミング後の湿疹やかぶれ、フケなどについては保証しないこととします。
- 2 トリミング中ワンちゃんの状態・精神状態に応じ当店の判断でトリミングを一時中断または中止する場合があります。その他施術者が噛まれ作業に支障がある場合中断または中止する場合があります。トリミングが終了することなく中止となった場合のトリミング料金はそれまでに終了しているサービス内容の料金を徴収することとします。
* 施術者が病院に行かなくてはならない大怪我をした場合は飼い主に賠償責任として治療費をいただく場合があります。ご了承ください。

- 3 疾病・疾患に関する事柄は必ず事前に告知をお願いします。事前告知のない疾患部分において発生したトラブルにつきましては当店では責任を負いかねます。また事前告知のない場合サービスの途中でもご利用をお断りする場合があります。病気や怪我の治療中や健康状態に問題がある状態では環境の変化により悪化する恐れがありますので必ずかかりつけ動物病院で確認して下さい。お預かり中に病気や怪我を発見した場合は緊急連絡先にご連絡いたします。緊急時には当店の判断により動物病院に行く場合もあります。その場合の費用は飼い主に請求します。
- 4 ご予約時間から 30 分経過してもご来店されない場合、ご連絡が一切なく当店からの確認の連絡にも出られない場合は自動的にキャンセルとなります。
 - *ご連絡いただいても他のお客様のトリミングが遅れてしまう場合、順番が前後がずれたり、同日のトリミングをお受けできない場合もあります。なお施術時間が 3 時間以上かかると想定されているご予約をキャンセルされる場合にはキャンセル料 100%徴収する場合がありますのでご了承ください。
- 5 トリミング前後の長時間のお預かりは基本的に行いません。（施術前 15 分、施術後 1 時間までとします。）それ以上の預かりを希望される場合は保育園料が発生します。
 - *ひどく暴れる・吠える、他の犬の施術の妨げになる場合はすぐに迎えに来て頂く場合がありますのでご了承ください。またケージ・サークル内での事故または怪我に関しては当店に一切責任がないものとします。
- 6 第 4 条に該当する会員対象犬はトリミングの利用ができません。

第 9 条（本契約の強制解約）

委託期間中におき契約を死亡・病気・ケガで、以後の委託業務契約が困難になった場合、残日数相当の費用を当店規定にて返金する事で、本契約の強制解約とします。但し、会員からの事情による中途解約は、預託または訓練（無形）サービスという形質上がゆえに、いかなる場合も返金に応じないものとします。

第 10 条（インフォームド・コンセント）

委任された預託・訓練に関する事項の説明・報告を十分に説明し、話し合い、合意の上で会員に預託期間の判断を委ねるものとします。また訓練の方針についても、会員と十分に話し合った上で、合意のもと実施していくものとします。

第 11 条（免責）

下記事項に関して起こった事故・死亡・ケガ等に関して、当店は一切過失がないものとします。

- 1 天災等不可抗力による死亡、傷害、逃亡等の事故
- 2 高齢、先天性疾患、特異体質等による発病、死亡、傷害、逃亡等
- 3 胃捻転による手術・死亡
- 4 犬の特異的体質による熱中症
- 5 ワクチン未接種による感染・病気・死亡等
- 6 クレートを破壊しての逸走による屋外への逃亡、事故、傷害、死亡等
- 7 送迎時に会員に渡された犬具装着中の破損による逃亡、事故、傷害、死亡等
- 8 会員がフィラリア、ダニ対策をしていなかったことによる感染、傷害等
- 9 フィットネス・リハビリを行うことによる症状の悪化

第 12 条（医療費の請求）

委託期間中に発生した、当店で過失が無い事故・病気・ケガ・死亡等に関する医療費は全額会員が支払います。会員より申告がない為に発生した問題は、内容の如何に関わらず当店には一切過失がないものとします。

お預かりの際は食事の持込みお願いしていますが、持込みをしないのであれば食事の変化に伴う犬体の変化に一切異議申し立てしないこととします。

嘔吐発散として当店では牛爪、鹿角を犬たちに提供しています。食べ慣れない犬たちが時に帰宅後に、嘔吐・下痢などの症状を見せることがありますのでご了承ください。又、それらに対する抵抗がある場合はあらかじめお伝えください。

第13条（同意事項）

- 1 業務委託中に起こった緊急を要する事情の場合、指定の緊急連絡先に連絡を取るものとなりますが、何らかの事情で万が一確認を取れなかった場合、会員は当店の判断に全て一任したものとします。
- 2 店内において撮影された画像公開、または販売することに対して了承または許可するものとします。

第14条（保証・賠償）

当店は委託期間中に起こった事故・病気・ケガが、当店の不注意・過失により発生した場合のみ、当店負担にて5万円を限度に会員に対し賠償します。（このため、当店ではペット保険に加入していただくことを強く推奨いたします。）

しかし、それ以外の二次的（会員による病院までの送迎、傷害部位の二次感症など）損害賠償を会員は当店に問わないこととします。

又、当店の不注意過失による死亡・逃亡に関しては損害賠償として15万円を上限に会員へ支払うことで、それ以外一切の損害賠償（ホテル・訓練代金の返還、葬儀費用等）を会員は当店へ問わないこととします。

第15条（特殊事項の申告）

本会員の会員対象犬について特別な管理・対応等を必要とする場合は別紙に申告記入をし、記入・申告の無い事項を原因として発生した問題に関して当店は一切の責任を負わないこととします。

第16条（占有者の責任、所有権と管理の一任）

業務委託中の会員対象犬の所有権は全て会員(民法上の占有者)とします。委託期間中、他人に加えた損害を賠償する責任は会員が負うものとします。その他、登録や狂犬病予防、混合ワクチン等を怠った等の二次的損害などは会員に賠償する責任があるものとします。また、契約終了時、会員対象犬の引き取りがない場合、もしくは会員と音信不通になった場合は、会員は所有権を放棄したものとし、引き受け料として50万円を支払う義務を負うものとします。

第17条（合意管轄その他）

本契約に定めのない事項については、当店及び会員が誠実に協議して解決することとし、やむを得ず法的解決をとることとなった場合には、札幌地方裁判所を専属的合意管轄とします。

本契約より生じる権利義務に関連する訴訟については、内容証明発行より1週間経過しても何らかの意思の表示がない場合、支払督促の手続きを当店の所在地を管轄とする地方裁判所を第一審管轄裁判所として行うものとします。

第18条（会員同伴中の物損、傷害、事故等に対する対応）

- 1 会員が同伴中に会員対象犬が商品の物損、他会員の所持品又は預託されたものを破損させた場合、修理、弁償、買取にかかる費用を会員が支払うものとします。
- 2 会員対象犬同士のトラブルにおいても会員同伴中であれば、医療費、賠償は会員が負うものとし、当店は一切責任を負いません。

第19条（キャンセル料）

事前予約に対し、原則前日までの連絡、天候・体調不慮の場合は当日予約時間の1時間前までにキャンセルが必要です。キャンセルがないまま予定時刻を過ぎた場合、予約内容の100%を請求させていただきます。相談も含め早めにご連絡ください。

第20条（協議）

本契約締結後に記載内容に変更が生じた場合は、書面により別に定めるものとし、本契約書に定めのない事項に関するトラブルは、お互いに誠意をもって協議し決定するものとします。